



障がい者(児)福祉計画 第7次中期計画

概要版

～ お互いを思いやり 支え合うまちをめざして ～

芦屋市障がい者(児)福祉計画 第7次中期計画

概要版

〔発行年月〕
令和3年3月

〔発行〕
芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精進町7番6号
■ ホームページ : <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

〔編集〕
芦屋市福祉部障がい福祉課
■ TEL : (0797) 38-2043
■ FAX : (0797) 38-2160

芦屋市こども・健康部子育て推進課
■ TEL : (0797) 38-2045
■ FAX : (0797) 38-2190

障がいのある人もない人も、
住みなれた地域で
自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋



令和3年3月
芦屋市

計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

芦屋市障がい者（児）福祉計画は障害者基本法に基づくもので、平成元年に第1次を策定し、おおむね5年ごとに見直ししながら、社会のバリアフリー化の推進、利用者本位の支援、障がいの特性を踏まえた施策の展開などの実現を目指してきました。

本計画は7期目の計画となりますが、平成28年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部改正を踏まえ、障害者総合支援法、児童福祉法の基本理念に基づく計画策定が求められています。

障害者総合支援法の基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

児童福祉法の基本理念

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保護し、愛護すること

平成26年には障がい者に関する初めての国際条約である障害者の権利に関する条約に我が国が批准し、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組が求められています。また、平成30年には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目指しています。

これらの制度面における変更、また、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、障がい者福祉施策についても新しい視点での見直しや工夫が必要とされているとともに、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい者福祉施策を推進する必要があります。

これらのことを踏まえ、障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画」を策定します。

計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第5次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

計画の基本理念

本市では、第5次芦屋市総合計画に基づき、まちの将来像である「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を目指し、「市民と行政がビジョンを共有する」「戦略的施策を推進する」「地方創生、SDGsを含む総合的な計画とする」「情勢に応じた施策の推進を可能にする」を「芦屋のまちづくりの基本方針」として取り組んでいます。また、同計画では、目標とする10年後の芦屋の姿のひとつとして「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」を掲げ、障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進することを目指します。

また、既に多様に活動している市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が相互に連携し、共に力を合わせ、障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる力を最大限に発揮し、地域社会の一員として共に生き、支え合うまちとしていくことを目指した前期計画の基本理念を継承し、以下のように定めます。

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で 自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
～ お互いを思いやり 支え合うまちをめざして ～

施策の体系



計画の重点プロジェクト

本計画では、アンケート等から出てきた課題を基に、計画の基本理念、基本目標を実現すべく、今後重点的に取り組んでいく課題に対応するため、計画の重点プロジェクトとして次の取組を推進していきます。

重点プロジェクト：障がい者基幹相談支援センター機能の充実

▶ 課題

アンケート調査結果やインタビュー調査から、相談員の専門性の向上、多職種連携の必要性等相談支援体制の充実が求められています。その背景には、相談支援の現場において、複合的な課題を抱える対象者の増加が考えられますので、包括的相談支援体制を含めた相談業務の充実を図る必要があります。

▶ 施策の方向

専門的な相談支援、相談支援事業所への後方支援等、地域における相談支援の中核的な役割を担っている障がい者基幹相談支援センターの機能を充実させ、個別支援及び地域課題解決の取組、地域の相談支援体制の強化及び人材育成のための研修事業の展開などを図ります。

▶ 実施事業

事業名	障がい者基幹相談支援センター機能の充実
内 容	○障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 ○地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。 ○入所施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組めます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。 ○権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。

重点プロジェクト：「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発

▶ 課題

アンケート調査及びインタビュー調査から、障がいに対する地域の理解を高めてほしいという意見や、ICT等を活用した情報提供を充実させてほしいという意見が寄せられています。これまで情報を発信していた広報紙やホームページというツールに加えて、多様な媒体で情報が得られるような取組が求められています。

▶ 施策の方向

障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」に、障がいに関する普及啓発等の情報についても掲載していきます。

▶ 実施事業

事業名	「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発
内 容	障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」に関する取組等、障がいに関する普及啓発を実施します。

重点プロジェクト：就労に関する企業啓発活動の推進

▶ 課題

アンケート調査結果から、障がいのある人の就労を進めるために必要なこととして、「職場に障がいのある人への理解があること」「障がいの特性に合った職種・業務を増やすこと」と回答した割合が高くなっています。また、インタビュー調査においても、「障がいの特性に応じた就労先の確保が必要」「市役所を含めた市内の企業での就労体験実習、障がいのある人を受け入れてくれる企業が増えるといい」といった意見があることから、市内の企業に対して障がい者雇用の周知啓発や、受け入れ先の斡旋等が必要となっています。

▶ 施策の方向

障がいのある人の就労促進に向け、職場等の障がいに対する理解を深めるよう働きかけるとともに、障がいのある人が働きやすいよう、障がいの特性にあった仕事内容や働く条件等の環境を整備するため、市内外の就労系事業所と連携を図っていきます。また、市内の企業に対して、障がい者雇用についての周知啓発を図っていきます。

▶ 実施事業

事業名	就労に関する企業啓発活動の推進
内 容	○阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議において、市内外の就労系の事業所との意見交換やハローワーク西宮との連携を図ります。 ○市役所を含めた市内企業に対して、障がい者雇用の周知・啓発を行います。 ○本市の制度である障害者雇用奨励金の利用促進に努め、障がいのある人の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに、広報紙等により広く障がい者雇用についての周知・啓発を行います。

重点プロジェクト：芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進

▶ 課題

アンケート調査結果によると、障がいがあることにより差別・偏見を受けたと回答している方がおよそ3割程度おり、また、差別・偏見を受けた場所として、主に「外出先」「通園・通学先」で体験しているため、障がいに対する正しい理解や障がい者の権利について、啓発の必要性が求められています。また、令和3年1月より「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が施行されているため、条例の周知・啓発が求められています。

▶ 施策の方向

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組を実施します。

▶ 実施事業

事業名	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進
内 容	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。